

第2回世羅町議会臨時会会議録

令和4年7月27日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第2回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和4年7月27日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 32 号 財産の取得について
- 第 4 議案第 33 号 財産の取得について
- 第 5 議案第 34 号 財産の取得について
- 第 5 議案第 35 号 令和4年度世羅町一般会計補正予算 (第3号)

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|--------------|---------------|
| 1 番 高 橋 公 時 | 2 番 上 羽 場 幸 男 |
| 3 番 上 本 剛 | 4 番 矢 山 武 |
| 5 番 向 谷 伸 二 | 6 番 田 原 賢 司 |
| 7 番 藤 井 照 憲 | 8 番 松 尾 陽 子 |
| 9 番 徳 光 義 昭 | 10 番 久 保 正 道 |
| 11 番 山 田 睦 浩 | 12 番 米 重 典 子 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

6 番 田 原 賢 司 7 番 藤 井 照 憲

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (5名)

町 長 奥 田 正 和 副 町 長 金 廣 隆 徳
総 務 課 長 広 山 幸 治 財 政 課 長 矢 崎 克 生
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範 書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。

議場の常時換気を行うとともに換気の休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

また、5月1日から庁舎内クールビスにより、軽装による勤務を行っております。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和4年第2回世羅町議会臨時会開会にあたりひと言ご挨拶を申し上げます。

ニュースでもありますが、戻り梅雨のような天候が続いておりましたが、連日ムシムシとした暑さがございます。熱中症等には十分ご留意いただければと思います。

コロナ感染状況については、さまざまな報道、広報にて行っておりますが、連日感染者が世羅町内でも続いております。ワクチン接種60才以上の方、4回目を打っていただくようにしてございますけれども、医療従事者等への枠も広がっていくということで、世羅町でも広がることを少なくしていきたいと思っておりますし、これまで通りですね、感染対策、防止対策、よろしくお願ひしたいと思っております。

さまざまなイベント、総会等も各所で行われております。先般は広島県湯崎知事が世羅町に来訪いただきました。ここでの協議につきましては、スマート農業に関する事、また観光振興に関する事でお話しをさせていただいたところでございます。知事等からもいろんな助言、また協力のお話しもいただいております。今後進める中で頑張っけて参りたいと思っております。

本年は8月と言えばですね、廿日えびすが久方ぶりに行っていただくことになってございます。にわかも行われますけれども、少し規模は縮小されるようございます。お題についてはこれまで通り8月1日発表ということで、私のほうに命令をいただきましたので、是非そういったところも頑張っただけだと思います。

また7月31日には久方ぶりに宇津戸の神祇、地域の伝承されておりますそういった地域の大きな行事でございます。こういったものも行われます。また甲子園を目指す東部の尾道、また盈進の戦いが本日ございます。ほんと久方ぶりの出場、また尾道については初出場、さまざまな世羅に関係する方も入られていることもあります。

また実は、全日本軟式野球の中学生の大会が、全国大会が行われるということがございまして、それに世羅町出身でこれは三次市のチームに入られているんですけれども、レギュラーとしてご活躍いただいております、今は2名いらっしゃるそうですけれども、ほかにも1年生等が入っておられる方もいらっしゃいます。全国大会へ行くということで、また近々表敬訪問してくださるということもお聞きしております。町内出身者の生徒が頑張っている姿しっかり応援して参りたいと思います。どうぞ一緒によろしくお願い申し上げます。

本日の臨時会におきましては4議案ございまして、財産の取得3件、また令和4年度の一般会計補正予算第3号について提案させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより「令和4年 第2回世羅町議会 臨時会」を「開会」します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、6 番 田原 賢司議員、 7 番 藤井 照憲議員 を指名いたします。

日程第 2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1 日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1 日間」と決定いたしました。

この際、日程第 3 議案第 32 号 財産の取得について から 日程第 5 議案第 34 号 財産の取得についての 3 件 について関連がありますので「一括議題」といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） おはようございます。議案 1 ページをお開きください。

議案第 32 号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和 4 年 7 月 27 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和4年7月13日、金光モータース 代表者 金光 恒彦に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

(詳細説明)

議案へお戻りください。3ページをお開きください。

議案第33号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和4年7月27日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和4年7月13日、金光モータース 代表者 金光 恒彦に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

(詳細説明)

議案5ページをお開きください。

議案第34号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和4年7月27日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和4年7月13日、金光モータース 代表者 金光 恒彦に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何点か、入札、3件同時に行われたということで、1点目は、財源ですね。当初、どのような予定で更新をされようとしておったのか。補正予算の中には一定の説明がされておりますが、財源をきちんとしてから入札というか、する必要があるんじゃないかという点と、3台についての更新をする。現在使用しておる車の状況についてどういう基準でそれぞれ更新をされるか。先程説明いただいたように多少は違うわけですが、載せ替え、それぞれの入札によって業者の判断ではあろうかと思いますが、フォアサイクルですかね。その点、また載せ替え等に伴って十分にその内容は理解しておりませんが、それだけ新しく購入をする部品が少なくなるんじゃないかと思うんですが、それにしても金額がちょっと高くなっただんじゃないかと思うんですが。それぞれ3月でしたかね。今年度中に納入をされるということであったかと思うんですが、こうした点について、更新については使用期間、あるいはわかれば走行距離等もどのような状況になっておったのか。これらの点についてお尋ねいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） まず、財源の部分につきましてお答えをいたします。当初予算におきまして備品購入費としてですね、2949万円、予算を計上させていただいております。それに対して財源が緊急防災減災事業債、これは充当率100%で、交付税措置が70%の起債でございますが、2940万円を財源としております。残りは一般財源ということにしております。6月補正におきまして、備品購入費のほうでですね、611万4000円、追加補正をさせていただきました。

これに伴いまして、今の予算現額が 3590 万 4000 円となりまして、それにあたる起債が 3590 万円ということで、4,000 円ほど一般財源を充てておるところでございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。更新につきましてですが、世羅町の消防団の関係では 46 台の積載車並びに指揮車、ポンプ車等合わせますと合計で 50 台の車両を管理いたしております。その内、更新の目安といたしまして 20 年を経過したものについて順次更新を行っていくといった形で、現存の配備している車両の状況等踏まえながら順次更新を行っているものでございます。

今回のお諮りしております 3 件の更新につきましても、20 年を経過したものでございます。今、手元に走行距離の資料は持ち合わせておりませんので、ご説明できませんけれども、こうした一定の基準に沿って順次平準化を図りながら更新を行っているところでございます。

また、装備等の載せ替えにつきましては、既存の車両からそのまま移すだけで済むもの、それから車両の規格等によって載せ替えが困難であったり、新たな調達が必要であったり、そういったさまざまな状況がございますので、この仕様につきましては、一律に見えますけれども、内容はかなり現存の車両と照らし合わせながら、載せ替え作業を行っていただくといった内容になってございます。

また工期でございますが、本年度末とさせていただいております。既存の車両は翌年の令和 5 年の 7 月が期限となっております、当初より今年度中での調達を目指し、もし納期が遅れた場合にも車検の満了までには間に合うようにといった形で数か月の余裕は持つような形で調達を行っているものでございます。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 一部は途中で補正を行って、それで 3500 万の予算の中で執行したというような説明であったかと思うんですが、やはり当初の変更して、それに基づいて実施をしたということでありまして、予算をきちんとした上で

財産の取得をすべきじゃないかという立場でお尋ねをしておるんで、金額はわずかではあるんですが、一般財源を持ってやるというのは問題がないという認識かもしれませんが、やはりそういう点をきちんとされて、議会の議決を経るので、賛成多数で通ればいいんだというものではないんじゃないかという立場でお尋ねをしとるわけなんで、そこらはどのようにお考えですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員ご質問いただきましたとおり、当初予算には2949万円を計上させていただき、6月の補正の際に641万4000円を追加で増額させていただき、合計で3590万4000円という金額で予算措置をしていただいたところでございます。

財源といたしまして、先程財政課長が説明した通り、全額を起債対応ということで、起債の借り入れの条件によって4,000円の一般財源が予算措置上、発生したということでございます。この補正でございますけれども、当初見込んでいた状況から車両の調達状況ですとか、あとご承知の通り物価等の変動等がございます。6月に補正せざるを得ないという状況になったものでございます。そうしたことからいち早く発注を行い、調達を進めていきたいということで今回お諮りをさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） この3件の入札の状況ですが、仕様書は一定の基準で示されておると思うんですが、価格に差異があります。落札価格にですね。それが33号と32号はシバウラとトーハツということですが、車両は同じような車種なのか。そして、ポンプが違うということですが、これは4サイクル、2サイクル、この違いでこの差が、10万9000円出とるんでしょうか。

それ、もう1点は、この2サイクル、今まで使っていたのが4サイクルのエンジンだと思うんですが、これ2サイクルにしたときに地元の消防団に対する燃料が違うということの周知はどのようにされますか。2サイクルにガソリンを混入しますと、非常にトラブルの原因になりますので、そこらの点を質問し

ます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。まず1点目、ご質問いただきました価格の差異等につきましてでございます。議員ご指摘の通り、今回の3件につきましては載せ替え等で状況が異なっているということもあり、落札業者におきまして見積もりをされた結果、こういった金額が生じたというところでございまして、既存の車両につきまして、車検等お世話になるわけでございますが、この3台につきましては、今回の落札者において管理がなされている状況でございます。こうした状況から既存の車両の度合い等も勘案されて価格を決められたものというふうに、これは推測するところでございます。あくまで既存車両の状況、新たな調達等勘案して業者において判断をされた結果がこの価格に表れているものというふうに受け止めているところでございます。

それからこのポンプの仕様につきましてでございます。仕様が異なるわけでございますが、今、このポンプの更新につきましては、地元の各班の希望に沿う形で2サイクル、それから4サイクルの判断をいただいているものでございます。それぞれ特性がございまして、先程議員ご指摘いただきました燃料、それから日頃の管理等で差異がございましてけれども、地元においてお選びいただいた機種を調達しているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 機材の載せ替えというお話しがございました。これについてですね、その載せ替えるという期間の運用ですよね。消防車両のですね。そういったものはどうなっているのか。普通でも車検等で車両が使えない状況はあるとは思いますが、そのときの運用の仕方というのをどのようにされておるのか、ちょっと疑問に思いましたのでお尋ねをします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 載せ替えについてでございます。それぞれの既存車

両について現在積載しているもの等を確認し、新たな車両についてそのまますぐに載せ替えできるものはよろしいんですけども、調達に時間がかかるといったこともございます。こうした載せ替え作業において、消防活動に影響があっては行けませんので、ポンプ等につきましては予備の本団にございます予備のポンプ等がすぐ稼働できるような手配をいたしております。各分団でございましたり、近隣の屯所等でですね、空白期間が生じる場合には連携等取っていただくようにこちらから周知をさせていただくことを考えてございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、議案第 32 号 財産の取得について の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 32 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に 議案第 33 号 財産の取得について の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 33 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に 議案第 34 号 財産の取得についての 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 34 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 35 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 7 ページをお開きください。

議案第 35 号

令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 7 月 27 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 25,914 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,732,956 千円とするものでございます。

歳入は、諸収入 27,914 千円を増額し、繰入金 2,000 千円を減額するものでご

ざいます。

歳出は、商工費 546 千円、消防費 24,838 千円、予備費 530 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど提案ありましたように、県の損害賠償の補償金、これは先般来、新聞等でもありましたように、世羅町の伊尾地区の住民の方が多大なこうした発電に関する損害を被ったわけですけれども、世羅町の対応としてこうした金額、きちっと苦情等も出てきておるとは思いますけれども、いくら県と言っても、町がこういうふうにワンクッション噛んでいるわけですから、そういった住民への対応というのは十分にできておるのか、その点1点お伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回発端となりました三川ダム小水力発電施設でのトラブルでございますけれども、当初、停電が起きました令和4年5月19日でございますけれども、当初ははっきりとした原因というのが掴めない状況でございました。中国電力ネットワーク株式会社様等への問い合わせを行ったわけですけれども、個別な詳細の状況というのは後日わかったような状況でございます。この発端となりましたトラブル以降です、地元の方、エリアとしては伊尾から川尻の一部にかけての地区の世帯での家電製品等への被害等も寄せられてございます。また同時に今回の防災行政無線の端末での不具合といったものも同時期に寄せられたところでございます。こうしたことから県の東部農林水産事務所、並びに三川ダム管理事務所等との連絡を取りながら情報収集のほうにあたっていったという状況でございます。その後、県におかれまして、地元説明、世羅町役場関連の施設等につきましても、併せて説明がなされてきたという経過をたどってきてございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。その小水力発電の故障というようなこと言われたと思うんですが、経緯をもう少し、ただ賠償金はここに示されておる金額でしょうが、責任があるので、責任の範囲で賠償はされたんだということですが、その点をもう少しお尋ねしたいと思うんですが。それからそれに伴って、防災無線の修理、そのほかがあったかと思うんですが、これらのそういう電気発電ができなくなったかと思うんですが、との関係。家電への影響があったということですが、どういう原因で家電に影響が発生をしたのか。これらについてお尋ねをします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明申し上げます。今回の三川ダムを起因とするトラブルでございますけれども、この賠償につきましては、県におかれまして21世帯に対しての家電製品等の賠償、並びに公共施設といたしまして防災行政無線、並びに大妻公園の設備の故障ということを併せて対応されているところでございます。この対応状況につきましては、直接原因が特定できるこういった損害につきましては、その全額を補償するといった形で県において補償の手続きを今、取られているところでございます。県におかれましては、9月の県議会のほうへ予算等々の措置をされるということで準備をいただいているということを確認いたしておりまして、それを持ちまして今回、この補正予算としての予算措置をお願いさせていただくものでございます。

またこの状況でございますけれども、原因といたしましては、関連の小水力発電の機器の設定ミスによりまして、送られる送電の電圧、並びに不安定な状況が生じたということに起因するといったことを聞いてございます。損害の状況といたしまして、防災行政無線につきましては中継局が2基、屋外スピーカーの機器が1基、合わせて3基につきまして大きく影響を受けたものでございます。対応といたしましては、緊急でバッテリー等の交換を行い、復旧作業を行っていただいたという状況にございまして、今回の予算措置において本復旧、

今後安定的な運用を図るためのその基地局単位です、まとめた設備更新が必要となったという内容になってございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 大体の流れは説明いただいたんですが、ダム管理上の責任があるという判断でしょうが、今回のこの約2800万円ですか、の町への賠償について、これだけではないんでしょうが、全体の補正額で財政調整基金の繰入を200万ですか、減らすという結果になっておるわけですが、そのお尋ねしたいのは、やはりダムの管理のどういう点で今の小水力発電が、故障をしたというか、もう少しそこをね、経緯を明らかにされる必要があるんじゃないかということで、お尋ねしとるんで、それ以上の説明ができないんですかね。私はこの、

○議長（米重典子） 矢山議員、恐れ入りますが、今、補正予算に関する説明でありますので、これ以上広範囲に広がることを避けていただきたいと思えます。

○4番（矢山 武） 賠償金を県がやろうというんで、それを受け取ればいいという問題じゃないんじゃないかということでお尋ねしとるわけですよ。どうなんですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。この発生の原因につきましては県等からの説明、並びに報道等も既にされておりますけれども、そういったところで図ることしかできないような状況でございます。県において地元説明等で行われている内容をみますとですね、その設備の保守点検を依頼をされておられる業者において、点検作業終了後の設定誤りということを伺ってございます。

またこの補償でございますが、県から町、並びに一般家庭に対して全額補償ということをお約束をいただいております。また県からその委託業者に対して、今、協議がされているということをお伺いしているところでございます。今後私も行政、並びに民間の一般家庭の方々への手続きもこれから進められるという

ところでございまして、この要因を踏まえて県と委託業者とのやりとりも同時に進められていくというふうに承知しているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 35 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 3 号） は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和 4 年 第 2 回世羅町議会 臨時会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 9 時 4 5 分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員